

山口市朝一から朝市、人だかり推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内の小規模農林漁業者による少量多品目の産物等の生産出荷意欲を高めるとともに、安心・安全を求める消費者ニーズに応えるために、朝市等の直売所機能の充実を図り、地産地消を促進することを目的とした山口市朝一から朝市、人だかり推進事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(事業の種目)

第2条 この事業で実施する事業種目は次のとおりとし、対象経費、採択基準及び補助率等については、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱の別表に掲げるところとする。

(1) 直売所施設の整備

直売所の新築、増改築および設備の設置

(2) 集荷体制の構築

小規模農林漁業者の出荷支援を目的とする集荷用車両の導入

(3) 特產品販売の推進

地元農林水産物の活用を目的とする加工設備の導入

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を目的とする直売所の施設整備や機械器具の導入

(事業の実施主体)

第3条 この事業の実施主体(以下「事業実施主体」という。)は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、出荷組合、法人等、朝市等の直売所を管理運営している、農林漁業者を中心に組織された団体とする。

2 第2条で規定する事業種目のうち特產品販売の推進における事業実施主体は、前項で規定する団体または市内の朝市等の直売所に加工品または特產品を出荷あるいは出荷予定の農林漁業者を中心に組織された団体とする。

(事業実施計画の承認等)

第4条 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、山口市朝一から朝市、人だかり推進事業承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項により提出された事業実施計画が適当であると認めるときは、当該事業実施計画を承認し、事業実施主体に通知する。ただし、承認するに当たり、必要に応じて、事業実施主体間で調整を行うこととする。

3 事業実施計画の変更は、前2項の規定に準じて行うものとする。

(事業の実施期間)

第5条 この事業は、令和3年度から令和5年度までの3年間実施するものとする。

(事業の推進指導)

第6条 市長は、当該事業の目的を達成するため、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要に応じ、指導及び助言を行うことができる。

(報告)

第7条 事業実施主体は、事業が完了した年度を含めた3年度分の実績について、事業完了年度および2年後に、山口市朝一から朝市、人だかり推進事業実績報告書(様式第2号)により、市長に報告しなければならない。

2 事業完了年度の報告については、事業が完了した日から20日を経過した日、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。
3 事業完了年度から2年後の報告については、当該年度の3月31日から20日を経過した日までとする。

(補助)

第8条 市長は、予算の範囲内において、山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱により、事業実施主体に対して補助するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。